

## 《通知預金》商品概要説明書

(平成28年1月1日現在)

1. 商品名	通知預金
2. ご利用可能な方	個人および法人のお客さま
3. 期間	この預金には、払戻に関する期間の定めがあります。預入日から7日間の据置期間が必要です。 据置期間経過後は、随時、払い戻しできます。
4. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	一括預入 50,000円以上 1円単位
5. 払戻方法	解約時にお利息とともに一括して払い戻します。ただし、解約予定日の2日前までに予告通知が必要です。
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法 (4)課税	毎日の店頭に表示する金利を適用します。 解約時に一括して支払います。 付利単位を10,000円とした1年を365日とする日割計算をします。 個人のお客さま…平成49年12月31日までに受け取るお利息については、復興特別所得税が追加課税され20.315%(国税15.315%、地方税5%)の源泉分離課税扱いとなります。法令に定められた条件を満たす個人のお客さまの場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いをご利用いただけます。 法人のお客さま…総合課税(非課税法人の場合は非課税)となります。
7. 手数料	—————
8. 付加できる特約項目	—————
9. 中途解約	据置期間内に解約する場合は、預入日における普通預金利率により計算した利息とともに払い戻します。
10. 預金保険に関する事項	この預金は、預金保険の対象として、同保険の範囲内で保護されます。 預金保険制度について、くわしくは店頭備え付けのポスターまたはパンフレットをご覧ください。
11. その他の説明事項	金利については、窓口までお問い合わせいただくか、当行ホームページをご覧ください。
12. 当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109または03-5252-3772

家庭の銀行

